

藤枝市週休 2 日工事（土木工事）実施要領

（目的）

第 1 条 この要領は、公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成及び確保が重要な課題となっていることに鑑み、建設現場における休日確保型工事の実施に伴い必要となる経費を適切に計上することにより、週休 2 日の取得が可能な環境づくりを推進し、その労働環境の改善を目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象期間 工事のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇（6 日間）、夏季休暇（3 日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。
- (2) 休工日 対象期間の日数において、現場事務所での事務作業を含め 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された日（巡回パトロール・保守点検等、現場管理上必要な作業のみを行う日を含む。）をいう。
- (3) 現場閉所率 対象期間における休工日の割合（休工日数／対象期間日数）を別表のとおり百分率で表示したものをいう。
- (4) 月単位の週休 2 日 対象期間の全ての月において、週休 2 日の状態をいう。ただし、土曜日、日曜日の日数の割合が 28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。
- (5) 通期の週休 2 日 対象期間の現場閉所率が 28.5%以上の状態をいう。

（対象工事）

第 3 条 この要領の対象となる工事は、藤枝市が発注する土木工事標準積算基準書、土地改良工事積算基準、治山林道必携、水道事業実務必携及び下水道用設計標準歩掛表により積算する工事とする。ただし、以下に該当する工事は対象外とする。

- (1) 施工に必要な実日数（実働日数）が 1 週間程度と見込まれる工事
- (2) 通年維持工事、緊急性の高い応急対策工事等
- (3) 発注機関の長が対象工事に適しないと判断する工事。ただし契約から現場着手までに受発注者間協議を行い、必要に応じて対象とすることができる。

(発注)

第4条 藤枝市週休2日工事(土木工事)特記仕様書を作成及び添付し、4週8休以上(土木工事積算基準書により積算する工事の場合は月単位の4週8休以上)の達成を前提とした補正係数により費用を計上し発注する。

(県要領の準用)

第5条 前条の補正係数は、静岡県が定める「週休2日推進工事積算要領」の規定を準用するものとする。

(実施方法)

第6条 週休2日工事の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、現場着手日までに4週8休以上の休工日取得計画表を監督員に提出しこれに基づき施工を行う。
- (2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度、変更した休工日取得計画表を監督員に提出する。
- (3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料の提出を求め、休工日及び現場閉所率について確認を行う。この場合において、4週8休以上の休工日が確保できなかった場合には、現場閉所率に応じた費用計上による減額変更契約を行うものとする。

附 則

この要領は、令和2年2月18日から施行する。

附 則

この要領は、通達の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、通達の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、通達の日から施行し、令和6年10月1日から適用する。